

老発第508号

平成12年6月1日

国税庁課税部長 殿

厚生省 老人保健福祉局長

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価
に係る医療費控除の取扱いについて（照会）

特別養護老人ホームにおける施設サービスについては、従来、負担能力に応じた利用者負担の下にサービス提供が行われてきたが、平成12年4月1日からの介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行により、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスについては、受益の程度に応じた負担を基本とする考え方に基づき、原則として介護費の1割及び食費の標準負担額といった負担を求めることがとされたところである。

また、法第2条第2項において、介護保険サービスは、「医療との連携に十分配慮して行わなければならない」とされていること等を踏まえ、指定介護老人福祉施設では、それぞれの施設に配置された介護支援専門員等が、医師を始めとする施設職員との連携の下、入所者個人ごとに、「施設サービス計画」を作成し、これに基づいて介護等のサービスが提供されるようになった。

こうしたことから、介護保険制度の施行に伴い、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第144号）及び所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成12年大蔵省令第28号）により、介護保険制度の下で提供される指定介護老人福祉施設での施設サービスに係る平成12年4月1日以後に支出する対価のうち、指定介護老人福祉施設における所得税法施行令第207条各号に掲げるものの提供の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額については、医療費控除の対象となる医療費として明示されたところである。

については、指定介護老人福祉施設での施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて、下記のとおりと考えるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

記

法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設は、法第7条第21項の規定により、「要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設」であって、都道府県知事が指定したものである。

この指定介護老人福祉施設で提供されるサービスのうち療養上の世話等に相当する部分については、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第207条及び所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第40条の3の規定に照らし、医療費控除の対象となる医療費に該当するものと考えられる。

本来、医療費控除の対象となる療養上の世話等に相当する額は、入所者個人ごとに算出することが望ましいが、指定介護老人福祉施設においては集団的な処遇が行われており、介護報酬及び利用者負担は個人ごとのサービスの対価として支払われるものの、実際に個人を特定してその者についてどのように使途されたかを確定させることは困難である。

このため、指定介護老人福祉施設における運営の実態等を踏まえ、費用のうち、平均的な療養上の世話等に相当する部分の金額を対象費用の額とすることが合理的であると考えられる。

こうしたことを勘案すれば、具体的には、1の対象者について、2の対象費用の額が医療費控除の対象となる金額と解される。

1 対象者

要介護度1～5の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設に入所する者

2 対象費用の額

介護費（法第48条第2項第1号に規定する「厚生大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額及び食費に係る自己負担額（同項第2号に規定する「標準負担額」をいう。）として支払った額の2分の1に相当する金額

3 領収証

法第48条第8項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第82条に規定する領収証に、2の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

(様式)

指定介護老人福祉施設利用料等領収証

(平成 年 月分)

利用者氏名			
費用負担者氏名			続柄
施設事業者名及び住所等	社会福祉法人 特別養護老人ホーム 印		
項目	単価	数量	金額(利用料)
① 介護費			円
② 食費			円
③ 特別食負担			円
④			円
⑤			円
⑥			円
⑦			円
⑧			円
⑨			円
領収額	円		領収年月日
うち医療費控除の対象となる金額 (①+②) × 1/2	円		平成 年 月 日

- (注) 1 「事業者名及び住所等」の欄には、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入してください。
2 ①介護費の単価及び数量については、適宜基本介護サービス費、各種加算の内訳を記載してください。
3 ①及び②の合計額の1/2(二重下線の額)が医療費控除の対象となります。
4 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。